

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年11月25日 09時35分ごろ
発生場所	兵庫県洲本市洲本港南東方沖 洲本港南防波堤灯台から真方位107° 2.8海里付近 (概位 北緯34° 20.0′ 東経134° 57.4′)
事故の概要	プレジャーボート ^{オイヤン} OIYAN MARUは、南進中、また、プレジャーボートスターIIは、南南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成31年1月8日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート OIYAN MARU、3.2トン 252-24797 和歌山、馬淵工業株式会社 B プレジャーボート スターII、5トン未満（長さ6.37m） 280-32186 和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、漂泊して釣りを行った後、釣り場を移動する目的で南進中、船長Aが、操縦席に腰を掛け、目視で船首方を確認しながら手動操舵で航行していたところ、船尾方から接近してきたB船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣り場を移動する目的で南南東進中、船長Bが、操縦席に腰を掛け、目視で船首方を確認しながら手動操舵で航行し、海面に太陽光が反射していたので眩しいと感じていたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、南進中、船長Aが、目視で船首方を確認しながら航行を続けたことから、船尾方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、南南東進中、船長Bが、海面に太陽光が反射して眩しい状況で航行を続けたことから、船首方を航行するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が南進中、B船が南南東進中、船長Aが目視で船首方を確認しながら航行を続け、また、船長Bが海面に太陽光が反射し

	て眩しい状況で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 航行中は、船首方だけでなく、周囲の適切な見張りを行うこと。・ 太陽光の海面反射で視認が困難な場合は、サングラスを着用するなどして適切な見張りを行うこと。